

【看護職員処遇改善評価料 概要】

※コロナ医療の役割を担う看護職員に、令和4年10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための仕組み。

10月から要件を満たす病院では、下記のように計算した点数を全入院患者（入院基本料など）について、毎日算定できることになる。最大340点/日/人

①一定の要件を満たすことと、看護職員等の賃金改善をルールに沿って行う必要がある。

評価料は各医療機関の看護職員数・入院患者数に応じて算定できる。

②【看護職員処遇改善評価料】の計算方法

$$\text{【A】} = \frac{\text{看護職員等の賃上げ必要額}}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{円}}$$

看護職員等の賃上げ必要額
(当該保険医療機関の看護職員等の数×12,000円×1.165)

別表2 看護職員処遇改善評価料の区分

【A】	看護職員処遇改善評価料の区分	点数
1.5未満	看護職員処遇改善評価料1	1点
1.5以上2.5未満	看護職員処遇改善評価料2	2点
2.5以上3.5未満	看護職員処遇改善評価料3	3点
3.5以上4.5未満	看護職員処遇改善評価料4	4点
4.5以上5.5未満	看護職員処遇改善評価料5	5点
5.5以上6.5未満	看護職員処遇改善評価料6	6点
↓	↓	↓
144.5以上147.5未満	看護職員処遇改善評価料145	145点
147.5以上155.0未満	看護職員処遇改善評価料146	150点
155.0以上165.0未満	看護職員処遇改善評価料147	160点
↓	↓	↓
335.0以上	看護職員処遇改善評価料165	340点

「看護職員等の数」は直近3か月の各月1日時点における看護職員数の平均の数値を用いること。

「延べ入院患者数」は直近3か月の1月あたりの延べ入院患者数の平均の数値を用いること。

また、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。

③対象医療機関（1）の「一定要件」下記のいずれかを満たすもの

- イ) 救急医療管理加算 + 救急搬送件数が年間200件以上（「前々年度」実績）
- ロ) 「救命救急センター」、「高度救命救急センター」、「小児救命救急センター」のいずれかを設置している

④算定要件（1）の「賃金改善ルール」の一部

(a) 当該医療機関に勤務する看護職員等（保健師、助産師、看護師、准看護師（非常勤職員を含む）をさす、以下同）に対して、

【看護職員処遇改善評価料】算定額に相当する賃金の改善を行う。

(b) 賃金の改善措置の対象者は、当該保険医療機関に勤務する看護職員等とする。

ただし、当該保険医療機関の実情に応じて、当該保険医療機関に勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士

その他別表1に定める職員（非常勤職員を含む。）についても、賃金の改善措置の対象者に加えることができる。

(c) 【看護職員処遇改善評価料】の見込額、賃金改善実施期間、賃金改善を行う賃金項目、などを記載した。

「賃金改善計画書」を毎年4月に作成し、毎年7月に地方厚生局長等に提出する。

※下記リンクの情報を参考に日本理学療法士協会事務局にて作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000975080.pdf>

參考資料

看護職員等の処遇改善に係るこれまでの流れ

令和4年2月又は3月

- ・令和4年2月又は3月に看護職員等に対する賃金改善を開始
- ・3月から賃金改善を開始する場合は、3月に2月の賃金改善分も同時に支給することが必要
- ・なお、2月・3月分の賃金改善は、一時金等による支給も可能

令和4年4月

- ・都道府県に対して、補助金の交付申請
- ・交付申請に当たっては、賃金改善計画書等の提出が必要

令和4年4月以降

- ・基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善の実施
- ・令和4年4月分以降の賃金改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要

令和4年5月又は6月

- ・補助金が交付決定されて、都道府県から補助金が概算交付

令和4年10月以降

- ・補助金の実績報告・精算
- ・**令和4年10月以降は、診療報酬において、看護職員の処遇改善の仕組みが創設**

処遇改善の対象となった職種

有効回答数：234施設

（日本理学療法士協会の会員が在籍する看護職員等処遇改善事業補助金の対象病院）

